

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

地域包括支援センター設置規則

(平成30年規程第5号)

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会地域包括支援センター設置規則（平成18年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第5号）の全部を改正する。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市地域包括支援センター運営事業実施要綱（以下「市地域包括実施要綱」という。）に基づく地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）及び基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

第2章 地域包括支援センター

(支援センターの設置)

第2条 春日井市の指定する地域（以下「担当地域」という。）の住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に支援センターを次のとおり設置する。

- (1) 名称 春日井市地域包括支援センター東部
- (2) 位置 春日井市浅山町一丁目2番61号

(開所時間等)

第3条 支援センターの開所時間及び休所日については、別に定める。

(対象者)

第4条 担当地域に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者及びその家族等とする。

2 前項の担当地域は、春日井市立東部中学校の通学区域とする。

(事業)

第5条 支援センターは、市地域包括実施要綱第5条に規定する事業を行うものとする。

(職員)

第6条 支援センターには、次に掲げる職種の職員を専任かつ常勤で配置しなければならない。ただし、第4号の職員が第1号から第3号までの職種の職員のいずれかを兼ねる場合は、専らその職務に従事する者とみなすことができる。

- (1) 社会福祉士 1人
- (2) 保健師又は地域ケア・地域保健の経験のある看護師 1人
- (3) 主任介護支援専門員 1人
- (4) センター長 1人

2 前項の他に複数の専門職が必要な場合は、兼務・非常勤を問わず配置できるものとする。

第3章 基幹型地域包括支援センター

(基幹型センターの設置)

第7条 在宅医療と介護の連携及び認知症の総合的な支援を効果的に推進し、並びに各支援センターとの連絡調整及び後方支援を行うことを目的に、本会に基幹型センターを次のとおり設置する。

- (1) 名称 春日井市基幹型地域包括支援センター
- (2) 位置 春日井市浅山町一丁目2番61号
(開所時間等)

第8条 基幹型センターの開所時間及び休所日については、別に定める。

(事業)

第9条 基幹型センターは、市地域包括実施要綱第6条第2項に規定する業務を行うものとする。

(職員)

第10条 基幹型センターには、次に掲げる職種の職員を専任かつ常勤で配置しなければならない。ただし、第4号の職員が第1号から第3号までの職種の職員のいずれかを兼ねる場合は、専らその職務に従事する者とみなすことができる。

- (1) 社会福祉士 1人
- (2) 保健師又は地域ケア・地域保健の経験のある看護師 1人
- (3) 主任介護支援専門員 1人
- (4) センター長 1人

2 前項の他に職員が必要な場合は、兼務・非常勤を問わず配置できるものとする。

第4章 雑 則

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、支援センターに関し必要な事項は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

